

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十五号

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業停止命令等) 第三十八条の九 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十五条又は第百八十三条の罪に当たる違法な行為をした場合</p> <p>三―七 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>	<p>(営業停止命令等) 第三十八条の九 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十五条又は第百八十二条の罪に当たる違法な行為をした場合</p> <p>三―七 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。